

## 条例による紛争調停委員会への手続きフロー等について

「久留米市建築紛争の予防と調整に関する条例」により  
 自主的な解決の努力を尽くしても紛争解決に至らなかったときで、さらに市長の調整によっても紛争の解決に至らなかったときには、当該紛争の調停を市長に申し出ることができます。

### 【紛争調停委員会で調停できる建築物】

- 中高層建築物（高さ12メートルを超える建築物）
  - 劇場等（娯楽の用途に供する床面積が100平方メートルを超える建築物）
  - 携帯電話鉄塔（高さ15メートルを超える携帯電話鉄塔）
- 調停の申し出が出来る事項

- (1)日照
- (2)通風
- (3)騒音
- (4)プライバシー
- (5)建築工事の施工方法
- (6)テレビジョン電波の受信障害
- (7)その他市長が特に認める事項

### 【紛争調整・調停の手続きフロー図】（一般的な例）

